



ご意見ありがとうございました

町田市子ども発達支援計画

問子ども発達支援課 ☎726・6570

市では、町田市子ども発達支援計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。いただいたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。ご意見の概要と市の考え方をいくつかご紹介します。

○募集期間 2017年12月15日～2018年1月11日

○応募者数 14人 ○意見件数 51件

ご意見の概要	市の考え方
民間の事業者が増えている中、「一人ひとりの子どもの発達の状況に応じた質の高い療育内容」はどうか?民間の事業者が入ることによって、それぞれが特徴のある療育を展開していると思いますが、その療育が子どもに合ったものかどうかは誰が判断するのでしょうか?発達テスト等、十分な判断ができない事業者もあるのではないのでしょうか?	障害児相談支援をご利用いただく、相談支援専門員から、子どもや家庭の状況に合ったサービス利用計画の提案が受けられます。また、定期的に利用状況等を検証して、利用計画の見直し等も支援します。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
保健所や教育センターなどと連携して「すみれ教室(子ども発達支援課)」で0歳から18歳未満の子どもの発達について相談できる体制を確立するとありますが、どう連携するのか、0歳から6歳まではすみれで、就学後は教育センターを紹介して、18歳以降は保健所に繋いでとなるのなら、これまでと変わらないような気がします。具体的にどうなるのか聞きたいです。	「すみれ教室(子ども発達支援課)」は、子どもの状況に応じて、さまざまな機関が提供するサービスの調整を行うなど、連携の核となっていきます。

詳細は、町田市ホームページで公表するほか、次の窓口でも資料を配布します。子ども発達支援課、子ども生活部(市庁舎2階)、障がい福祉課・市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、各地域子育て相談センター、ひなた村、大地沢青少年センター、各子どもセンター、町田市保健所(中町庁舎)、健康福祉会館、男女平等推進センター、生涯学習センター、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、各市立図書館、町田市民文学館、ひかり療育園、各障がい者支援センター、教育センター

新たに委嘱されました 民生委員・児童委員

問福祉総務課 ☎724・2537

新たに委嘱された民生委員・児童委員と異動のあった地域は右表のとおりです。
※その他の担当は、福祉総務課へお問い合わせ下さい。

民生委員・児童委員(4月異動)

地区	地域		担当委員
			氏名・電話
町田第二	本町田	1700～2008、 2035～2110	欠員(退任)
	木曾東	4丁目 8～10	
南第一	小川	1丁目 全(コープタウンを除く)	(新)坂本美智子 ☎796・3831
		4丁目 13～22	

国民健康保険税の賦課方式等を変更しました

問保険年金課 ☎724・2124

国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都になることに伴い、2018年度から国民健康保険税(国保税)の賦課方式を東京都が採用する方式に変更しました。併せて、地方税法施行令の改正による課税限度額の改定、所得の低い世帯への軽減措置の拡充も行います。

【賦課方式の変更】

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分(40～64歳の方のみ)の合算額となっています。市では、これまでそれぞれの所得割額、均等割額、平等割額を合計して算出する方式(3方式)を採用していました。2018年度からは、これを東京都が採用する方式に合わせ、所得割額、均等割額を合計して算出する方式(2

方式)に変更します(表1)。

【課税限度額の改定】

医療分、後期高齢者支援金分、介護分(40～64歳の方のみ)の合算額が、それぞれに定められた課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額になります。2018年度は医療分の課税限度額を改定しました(表1)。

【軽減判定所得の拡大】

所得の低い世帯の方は、同一世帯内の所得額や被保険者数などに応じて、国保税の均等割額が軽減されます。2018年度は5割軽減・2割軽減の判定基準を拡大しました(表2)。

【今後の予定】

7月上旬に納税通知書をお送りします。具体的な年税額が記載されていますので、ご確認下さい。

表1 2018年度からの新しい国保税率(額)

区分(対象者)	医療分		後期高齢者支援金分		介護分(40～64歳の方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額A(所得に対し)	5.17%	5.20%	1.76%	1.76%	1.55%	1.55%
均等割額B(1人あたり)	2万5000円	3万円	8500円	1万2000円	9500円	1万2000円
平等割額C(1世帯あたり)	9000円	—	3000円	—	3000円	—
課税限度額	54万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円

※1 所得割額Aは、加入者それぞれの前年の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて計算します。

※2 世帯単位で計算したA+Bの合計が課税限度額を超えた場合、年税額は課税限度額の金額となります。

表2 2018年度 国保税の均等割額軽減表

区分	年度	軽減判定基準
7割軽減	2018年度	33万円以下(変更無し)
	2017年度	33万円+(27万5000円×国保加入者数)以下
5割軽減	2018年度	33万円+(27万円×国保加入者数)以下
	2017年度	33万円+(27万円×国保加入者数)以下
2割軽減	2018年度	33万円+(50万円×国保加入者数)以下
	2017年度	33万円+(49万円×国保加入者数)以下

※特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方)がいる場合は、その人数も軽減判定基準に算入します。

※1953年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金から15万円を限度に控除があります。

2018年度 国保税の計算例(年額)

【ケース1】年金収入のみの方の世帯(65歳以上の夫婦2人世帯で、夫のみの年金収入で計算)

年金収入	年金所得	国保税	軽減
153万円	33万円	2万4100円	7割
168万円	48万円	3万4500円	7割
223万円	103万円	8万8900円	5割
268万円	148万円	14万4300円	2割
350万円	225万円	21万4000円	—
450万円	304万円	26万9000円	—

※妻の年金収入が120万円までは、ケース1の国保税です。
※収入は目安です。

【ケース2】給与収入のみの方の世帯(40歳代の夫婦2人・子ども2人の4人世帯で、夫のみの給与収入で計算)

給与収入	給与所得	国保税	軽減
230万円	143万円	18万6000円	5割
358万円	233万円	31万8000円	2割
450万円	306万円	41万7100円	—
550万円	386万円	48万5200円	—
650万円	466万円	55万3200円	—
750万円	555万円	62万9000円	—

※妻の給与収入が65万円までは、ケース2の国保税です。
※収入は目安です。